明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**七五～八二）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**八三）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**八四～八六）　九
○史跡に指定する件（**文部科学**三八）　三
○名勝に指定する件（**同**三九）　五
○天然記念物に指定する件（**同**四〇）　六
○特別史跡に地域を追加して指定する件（**同**四一）　八
○特別史跡及び特別天然記念物に地域を追加して指定する件（**同**四二）　九
○史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**四三）　一〇
○史跡に地域を追加して指定する件（**同**四四）　一一
○名勝に地域を追加して指定し、名称を改める件（**同**四五）　一三
○天然記念物に地域を追加して指定する件（**同**四六）　一四
○登録記念物の登録を抹消する件（**同**四七）　一五

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　一五
特殊法人等
司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一五
会社その他　一五
会社決算公告　一五